

在職老齢年金制度の仕組み



1. 在職老齢年金の仕組み

70歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所にお勤めになった場合には、基本月額と総報酬月額相当額に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。これを「**在職老齢年金**」といいます。

(1) 在職老齢年金の計算式

◆ 基本月額

⇒ 加給年金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額※
※特別支給の老齢厚生年金についても同様です。

◆ 総報酬月額相当額

⇒ (その月の標準報酬月額※) + (その月以前1年間の標準賞与額※の合計) ÷ 12
※70歳以上の方は、厚生年金保険に加入しないため、標準報酬月額に相当する額、標準賞与額に相当する額となります。

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が65万円以下ですか？



在職老齢年金制度による調整後の年金受給月額 =
基本月額 - (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 65万円) ÷ 2

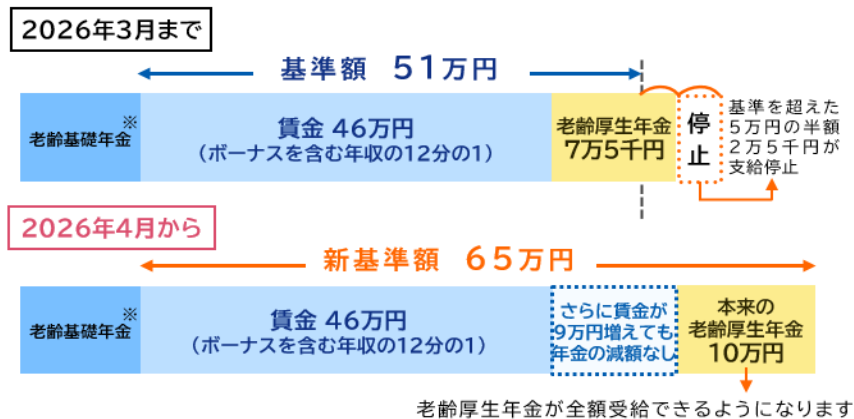
1. 在職老齢年金の仕組み

＜令和7年年金制度改正について＞

平均寿命・健康寿命が延びる中で、働き続けることを希望する高齢者の方の活躍を後押しし、より働きやすい仕組みとするため、令和8年4月から年金が減額になる基準額（基本月額と総報酬月額相当額の合計額）が月51万円（令和7年度）から65万円に引き上げられました。

＜在職老齢年金のイメージ＞

－ 老齢厚生年金：月額10万円 報酬：月額46万円のケース －



＜在職老齢年金早見表＞

○ 基準額が月額51万円の場合の停止額(月額)

(単位:万円)

総報酬月額相当額 \ 基本月額	15万円	20万円	26万円	31万円	36万円	41万円	46万円	51万円	56万円	61万円	66万円
5万円	0	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10
10万円	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10	12.5
15万円	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10	12.5	15
20万円	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10	12.5	15	17.5
25万円	0	0	0	2.5	5	7.5	10	12.5	15	17.5	20

○ 基準額が月額65万円に引き上げられた場合の停止額(月額)

(単位:万円)

総報酬月額相当額 \ 基本月額	15万円	20万円	26万円	31万円	36万円	40万円	45万円	50万円	55万円	60万円	65万円
5万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.5
10万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.5	5
15万円	0	0	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5
20万円	0	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10
25万円	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10	12.5

＜支給停止調整額の変遷＞

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
47万円	48万円	50万円	51万円	65万円

1. 在職老齢年金の仕組み

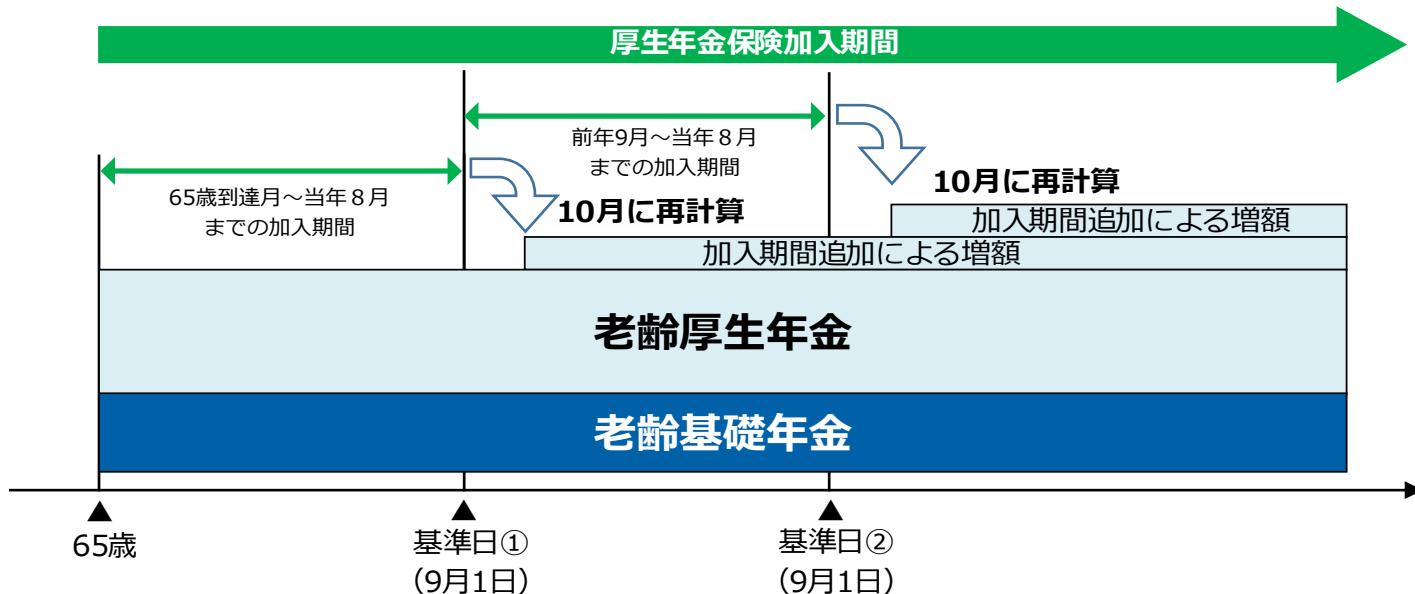
(2) 支給停止期間と支給停止額

- 基本月額と総報酬月額相当額の合計額が65万円※を超えている期間が支給停止となります。
※名目賃金変動率（物価変動率に実質賃金変動率を乗じて得た率）に応じて毎年度改定することとしています。
- 支給停止額は、総報酬月額相当額が変わった月または退職日等の翌月※に変更されます。
※退職して1カ月以内に再就職し、厚生年金保険に加入した場合を除きます。
- 年金受給月額がマイナスになる場合は、老齢厚生年金（加給年金額を含む）は全額支給停止となります。
- 老齢基礎年金および繰下げ加算額は、全額支給となります。
- 65歳以降に支給される経過的加算額は、全額支給となります。
- 日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金（退職共済年金）を受け取っている場合は、それぞれの老齢厚生年金の額に応じて按分した額をそれぞれ支給停止します。
- 厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに、基本月額を算出します。

2. 在職老齢年金を受けている方の年金額改定

(1) 在職定時改定

- 基準日（9月1日）において厚生年金保険被保険者である受給権者の老齢厚生年金について、毎年、基準日の属する月前の被保険者期間を算入し、基準日の属する月の翌月（10月）に年金額の再計算を行います。これを「**在職定時改定**」といいます。
- 在職定時改定の対象は、65歳以上70歳未満の方に限られます。



2. 在職老齢年金を受けている方の年金額改定

(2) 退職改定

- 厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受けている方が、退職して1カ月を経過したときは、退職した翌月分の年金額から見直されます。これを「**退職改定**」といいます。
- 年金額の全部または一部の支給停止がなくなり、全額支給されます。
- 年金額に反映されていない退職までの厚生年金保険加入期間を追加して、年金額の再計算が行われます。
- 退職して1カ月以内に再就職し、厚生年金保険に加入したとき（転職など）は、退職改定は行われず、引き続き在職老齢年金としての支払いが行われます。
- 70歳到達時も同様に、70歳に到達した翌月分の年金額から見直されます。

